



発行 東京都

目次

80

規則

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（総務局人事部職員支援課）

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（同）

○職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

（同）

○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（同）

○東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

（同）

○職員の手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（総務局人事部制度企画課）

○東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

（都市整備局市街地建築部調整課）

○職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

（同）

○東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

（同）

職員の手当に関する規則の一部を改正する規則を公布す

る。

令和四年十月十七日

●東京都規則第九十七号

東京都知事 小池 百合子

職員の手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の手当時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項及び第五項第四号中「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、同条第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第七条の二の二第九項及び第七条の三第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第二十一条第三項中「の母親」を「育てる当該職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方」に改め、同条第四項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「又はパートナースhip関係の相手方」に改め、「当該配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、同条第五項中「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加える。

第二十二条第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、同条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加える。

第二十二條の二第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、同条第二項本文中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の下に「若しくはパートナースhip関係の相手方」を、「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、同条第四項本文中「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加え、同項ただし書中「配偶者」の下に「若しくはパ

情にある者を含む。)若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十九号

職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和二年東京都規則第二百一号)の一部を次のように改正する。

「をいう。」及び「から当該結婚の日」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を、「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を、「当該結婚の日」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を加える。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年東京都規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え

る。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百一号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都職員住宅管理規則(平成三年東京都規則第七号)の一部を次のように改正する。第二条第三号中「第三条第三項の」を「第三条第三項各号に掲げる」に改め、「並びに同法第二十八条の四第一項及び第二十八条の六第一項の規定により採用された職員」を削り、同条第四号中「同居親族」を「同居者」に改め、「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を、「当該配偶者」の下に「若しくは当該パートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第五号中「同居親族」を「同居者」に改める。

第三条第二項第一号中「家族住宅」を「世帯用住宅」に、「同居親族」を「同居者」に改め、同項第二号中「単身住宅」を「単身用住宅」に、「配偶者」を「同居者」に改め、同項第三号中「配偶者」を「同居者」に改め、同項第四号中「障害対応型家族住宅」を「障害対応型世帯用住宅」に、「同居親族」を「同居者」に改め、同項第五号中「障害対応型単身住宅」を「障害対応型単身用住宅」に、「配偶者」を「同居者」に改める。第十条第五項中「家族住宅使用申請書」を「世帯用住宅使用申請書」に、「単身住宅使用申請書」を「単身用住宅使用申請書」に改める。

第十三条の見出し中「同居親族」を「同居者」に改め、同条第一項中「同居親族に」を「同居者に」に、「同居親族異動届」を「同居者異動届」に改める。
 第十四条第二項第二号中「同居親族」を「同居者」に改め、同項第四号中「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

第十七条第一項中「家族住宅」を「世帯用住宅」に、「同居親族」を「同居者」に、「单身住宅」を「单身用住宅」に改める。

第十八条及び第二十一条中「同居親族」を「同居者」に改める。
 附則に次の一項を加える。

12 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する第二条第三号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「特別職」とあるのは、「特別職及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員」とする。

別記第二号様式表中「同居親族」を「同居者」に、「单身住宅」を「单身用住宅」に改め、同様式表中「同居親族」を「同居者」に、「家族住宅」を「世帯用住宅」に改める。

別記第五号様式中「家族住宅使用申請書」を「世帯用住宅使用申請書」に、

同居親族	配偶者	申請者との続柄	氏名	生年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

を

同居者	申請者との続柄	氏名	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

に、

「同居親族以外」を「東京都職員住宅管理規則第2条第4号に規定する同居者以外」に改める。

別記第五号の二様式中「单身住宅使用申請書」を「单身用住宅使用申請書」に、「单身住宅（第三号住宅）」を「单身用住宅（第三号住宅）」に、「同居親族以外」を「東京都職員住宅管理規則第2条第4号に規定する同居者以外」に改める。

別記第七号様式中「同居親族数」を「同居者数」に改める。

別記第九号様式中「同居親族異動届」を「同居者異動届」に、「同居親族に」を「同居者に」に改める。

別記第十号様式中「同居親族」を「同居者」に改める。

別記第十一号様式中「第37条」を「第36条」に改める。

附則

1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定（「並びに同法第二十八条の四第一項及び第二十八条の六第一項の規定により採用された職員」を削る部分に限る。）及び附則に一項を加える改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職員住宅管理規則別記第二号様式、第五号様式、第五号の二様式、第七号様式、第九号様式、第十号様式及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第百十六号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中

家族の状況

を 親族等の状況

に改める。

別記第十七号様式中

家族

を 親族等

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第十号様式及び別記第十七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百三号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三号ホ中「第十七条第一項第一号及び第二号」を「第十七条第一項第一号から第三号まで」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「第十七条の三第一号及び第二号」を「第十七条の三第一号から第三号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則（人）

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十九号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）」を「職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）第五条第四号及び学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）第五条第四号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第八号

東京都議会議長

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

東京都議会議長 三 宅 しげき

第二十五条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係

の相手方」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。

発 行

東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

